

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和4年8月24日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200027号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2200004号

第1 結論

昭和58年6月から昭和59年5月までの請求期間及び平成2年8月から平成5年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和58年6月から昭和59年5月まで
② 平成2年8月から平成5年12月まで

請求期間①については、当時、私は研修医であり、居住していたA市で国民年金保険料を納めていた記憶があり、請求期間②については、私はB国に留学中であったが、父が私の国民年金保険料を納めていたと母から聞いているので、請求期間①及び②を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、請求期間当時は研修医であり、居住していたA市で、自分で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、請求者から提出された年金手帳によると、請求者に対しては、国民年金手帳記号番号(*)が付番されていることが確認できるものの、当該手帳記号番号は、C市で払い出されたものであり、払出時期は、オンライン記録において確認できる当該手帳記号番号前後の被保険者に係る資格取得の処理日により、昭和61年8月頃と推認される。

また、社会保険オンラインシステム及び紙台帳検索システムにおける氏名検索を行ったものの、請求者にA市で払い出された国民年金手帳記号番号は見当たらない。

したがって、請求者は、請求期間①当時は国民年金に未加入であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない上、上記の手帳記号番号が払い出された時点(昭和61年8月)においては、時効により、請求期間①に係る保険料を遡って納付することはできない。

さらに、請求者は、国民年金の加入手続及び保険料納付について、具体的な状況(場所、時期、金額等)を記憶していない。

2 請求期間②について、請求者は、当時、B国に留学していたが、住所はD市E区にあったため、父親がE区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、前述の年金手帳によると、請求者は、昭和63年12月2日付けで国民年金の被保険者でなくなった旨記載されており、その後、国民年金の被保険者資格を取得した記録はない上、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索を行ったものの、請求者にD市E区で払い出された国民年金手帳記号番号は見当たらないことから、請求者は、請求期間②当時は国民年金に未加入であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行っていたとする父親は既に亡くなっている上、請求者の母親から聴取することも困難なため、請求者の請求期間②に係る国民年金の加入手続及び保険料納付について確認することができない。

3 そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。